

広報 あみ

人と自然が織りなす、輝くまち

2018 
No.690

平成30年
8月24日発行



主な内容

- まい・あみ・まつり 2018 写真集…………… 2
- 町第6次総合計画後期基本計画の策定状況… 4
- 11月23日避難所開設訓練を実施します… 9
- 町消防団消防ポンプ操法競技大会開催… 10
- 民生委員児童委員協議会だより… 12

まい・あみ・まつり 2018 開催 Power of smile ~笑顔の力~

8月4日(土)・5日(日)の2日間開催され、約6万5千人もの参加者となる大盛況のまつりになりました。今後も、ふれあいの輪を広め、活気溢れるまつりをめざしていきます。(写真は、まい・あみ・まつりでの大人神輿)

ステージ

●ステージでは、町民によるパフォーマンスや、アンバサダーオーディション、芸能ショー等が行われました

▼常陸陣太鼓（陸上自衛隊武器学校）



▼nozomiガール NEdショー



▼マイアミフェスのちびっこダンス



▼自衛隊・米軍有志の音楽隊のジャズライブ!



▲米国スーパーリア市親善訪問団の皆さん
▼霞ヶ浦高校チアダンス部ダンスパフォーマンス



まい・あみ・まつり2018



▲▼マイアミフェス



▲米川真里絵さん



▲ノブ&フッキーさん



▲コロッケさんのものまねショー



▼自衛隊展示



▲SKY GIRLS'



▲みんな揃ってフィナーレ



▲会場は大盛況!



▼重機試乗体験



まいあみ屋台村



ストリート

●ストリートでは、勇壮な大人神輿の巡行やよさこいソーラン、盆踊り等が行われました



▲ストリートでダンス ▼よさこいソーラン



▲フラフショー ▼ねばねば音頭



▲わいわいパレード
▼よさこいソーラン



Power of smile ～笑顔の力～

国体PR

●『第74回国民体育大会セーリング競技会(平成31年開催)』のPRのために、「あみ大使」のガールズバンド「みならいモンスター」が競技会のイメージソング「Keep on sailing ～夢に向かって～」を、「霞ヶ浦高校チアダンス部」がイメージソングに合わせたオリジナルダンスを披露しました

▼「みならいモンスター」といばラッキー



▲ポスター応募者の中から、最優秀賞に選ばれた佐野瑞樹さん(阿見第一小学校)

まい・あみ・アンバサダーオーディション

▼「まい・あみ・アンバサダー」に選ばれた3人の皆さんです。よろしくお願いします



遠藤李来さん 蓮沼美弥佳さん 大澤愛奈さん

感謝

笑顔・喜び・感動を支えてくれる人がいる



●8月5日(日)、午前7時30分から約1時間、阿見・朝日・竹来中学校の生徒・先生約200人の皆さんが、まつり会場および周辺のごみ拾いをしてくださいました。ありがとうございました。



●阿見町建設業協会の皆さんが7月27日(金)にまつり会場の草刈りをしてくださいました。ありがとうございました。



※8月4日・5日ステージでは、阿見町公式マスコットキャラクター「あみっぺ」がはじめて皆さんの前に登場しました。これから、いろいろなイベント等に登場します。応援よろしくお願いします!

町第6次総合計画 後期基本計画の

策定状況をお知らせします



▲総合計画審議会への町長の諮問

政策秘書課 ☎888-1111 (283)



▲町内団体ヒアリングの様子

第1回町総合計画審議会を7月5日に開催しました。総合計画審議会は条例に基づき、まちづくりの指針となる総合計画について、町長の諮問に応じ、計画の策定に関する必要な事項について審議を行い、答申するために設置された組織です。

審議会の委員は町議会の議員・学識経験者・商業・農業・福祉等に関する各種団体の代表者、公募による町民から構成されております。

また、町内団体ヒアリングを7月24日、25日に実施しました。町内団体ヒアリングは第6次総合計画の策定にあたり、今後のまちづくりに関する意見を伺うことを目的とし、町内の各種団体の皆さま

現在、町では平成31年から平成35年を計画期間とする第6次総合計画後期基本計画の策定に取り組んでいます。今回はこれまでに取り組んできた主な内容についてお知らせします。

から、町で実施している施策に対する評価、課題等について、ご意見をいただきました。

■町内団体ヒアリングの参加団体※

分野	参加団体
人がつながるまちづくり	町ボランティア連絡会、町国際交流協会、町食生活改善推進協議会、特定非営利法人ハチドリ、あみ・男女(ひと)・まち・ねっと
人を育むまちづくり	PTA連絡協議会、いきいき学びの町AMI推進会議、児童館母親クラブ、町シルバークラブ連合会
暮らしを支えるまちづくり	JA茨城かすみ、阿見サンクラブ、福田工業団地連絡協議会、町商工会青年部、あみ観光協会、町消費者リーダー連合会
安全・安心のまちづくり	町環境基本計画推進委員会、町環境美化推進員、防犯連絡員協議会、交通安全母の会、三区上自主防災組織

※町内で活動されている団体に、総合計画の4つの分野ごとに、ご意見をいただきました

町内団体ヒアリングでいただいた主なご意見

●人がつながるまちづくり

- 町民に対して、ボランティア団体の活動内容を知らせる必要があるのではないか。またボランティア団体の情報を一元化して町民にわかりやすく知らせる必要がある
- 子育て支援や高齢者の見守り、防災等、これから多くの面で地域のつながりが重要になってくる
- 町内で人が集まる場所があればよい。図書館、買い物など、阿見町は住みやすいという声は聞くが集まる場所がない

●暮らしを支えるまちづくり

- 町民意向調査の結果をみると、生活環境に対する町民の関心は高い。生活基盤の充実が重要
- 工業団地の環境整備や企業誘致だけでなく、住宅地や暮らしやすい環境づくりを進める必要がある
- 町の農業は、商業や観光との連携が積極的に行われていると感じる。農業単独でなく、特産品や食生活等と関連づけていくことが必要

●人を育むまちづくり

- 子育て支援の情報が十分に伝わらず、町や団体で実施している子育て支援の場に来ることができない方がいる。広報紙やHP以外で、情報を伝える工夫が必要
- 各地区に公民館が整備されているが、場所によっては十分利用されているとはいえないところもある。場所や利用方法を町民に知らせてみてはどうか
- 地域の文化の継承やコミュニケーションを図る方法を考えていく必要がある

●安全・安心のまちづくり

- 「自然環境の保全」は町民意向調査の重要度が10位だが、これまでの総合計画でもっと上位で、自然環境が豊かであると評価されていた。行政は政策をバランス良く進める必要がある
- 霞ヶ浦の近くに住んでいる人の方が、霞ヶ浦の大切さに気づいていないところがある。町がどうするかだけでなく、住民が考えて活動する意識を持つことが必要
- 環境、防災について、啓発することが重要。行政が住民の活動を支援して、取組みを広げていくことが必要

阿見町の 地域貢献・社会貢献活動団体

『町民活動センター』は、市民活動団体の情報や活動する場を提供するとともに、市民活動団体・企業・行政等の異なる特徴を持つ各主体が連携する協働によるまちづくりを推進しています。今回は、『世界湖沼会議歓迎 阿見・霞ヶ浦湖畔スタディーツアー実行委員会』についてご紹介します。



町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

世界湖沼会議歓迎 阿見・霞ヶ浦湖畔スタディーツアー実行委員会

『世界湖沼会議歓迎 阿見・霞ヶ浦湖畔スタディーツアー実行委員会』とは？

10月15日(月)～19日(金)まで、つくば国際会議場を中心に県内数ヶ所を会場とした、茨城県・公益財団法人国際湖沼環境委員会主催の「第17回世界湖沼会議(いばらき霞ヶ浦2018)」が開催されます。

世界各国や全国各地から多くの皆さんが集まるこの機会に、町へ足を運んでいただきたいと、町内外で活動する市民活動団体の関係者が集まり「世界湖沼会議歓迎 阿見・霞ヶ浦湖畔スタディーツアー実行委員会」が設立されました。

現在、下記のように、会議開催前日の10月14日(日)に会議参加者の皆さんをお迎えして実施する「霞ヶ浦湖畔の自然と文化を紹介するスタディーツアー」を計画しています。

スタディーツアーの成功に向け、ツアーに参加した皆さんと交流する一般参加の町民の皆さんと、当実行委員会に協力していただける町民ボランティア(通訳・資料作成等の準備)の皆さんを募集しています。興味・関心のある人は、町民活動センターまでご連絡ください。



●スタディーツアーの概要

日程	10月14日(日)
視察コース(予定)	町大室地内霞ヶ浦湖畔での自然観察→昼食→陸平縄文遺跡(美浦村)の見学
問い合わせ	「世界湖沼会議歓迎 阿見・霞ヶ浦湖畔スタディーツアー実行委員会」 代表世話人 中島紀一(うら谷津再生の会) 〒300-0331 阿見町阿見 2958 町民活動センター(マイアミ・ショッピングセンター3階) ▼電話・ファクシミリ: ☎ 888-2051 ▼メールアドレス: center@ami-cac.org ▼ホームページ: http://ami.cac.org/

■世界湖沼会議とは

1984年(昭和59年)に滋賀県の提唱により琵琶湖で開催された「世界湖沼環境会議」の後身として、世界各地で開催されている国際会議です。詳しくは、第17回世界湖沼会議(いばらき霞ヶ浦2018)の公式ホームページ(<http://www.wlc17ibaraki.jp/>)をご覧ください。





阿見町開催競技セーリング[®]

茨城国体開催まであと400日

AMI 国体ニュースでは茨城国体開催に向けて
阿見町に係る国体の様々な情報を発信していきます!!



リハーサル大会を観に行こう!

リハーサル大会とは?

リハーサル大会とは、競技会運営能力の向上や国体への理解を深めることなどを目的として、本大会前年に実際に国体が行われる会場で開催する大会のことを指します。

町では、10月26日(金)～28日(日)にかけてセーリング競技リハーサル大会を開催します。下の図は、競技が行われる『阿見町霞ヶ浦セーリング特設会場』の完成予想図です。



- 10月26日(金)・27日(土) 観覧艇乗船ツアー参加者募集 湖上からレースを観戦しよう!
- ▼ **運行予定:** 26日(金)・27日(土)両日も、午後0時40分、午後2時10分の出航を予定しています
※ 1回約1時間程度の乗船観覧です。船内でセーリングの解説をします
- ▼ **募集人数:** 各回最大50人(定員で締切)
- ▼ **申込方法:** 26日(金)は、事前の申込が必要です。(詳しくは町ホームページをご覧ください)
27日(土)は、特設会場で先着順により受付します
※ 当日の気象条件等により、急遽欠航およびレースが中止になる場合があります



いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会

翔べ 羽ばたけ そして未来へ

セーリング競技リハーサル大会 10月26日(金)～28日(日)

セーリング競技のリハーサル大会では、下記の3大会が同時に開催されます。

大会名	実施種目
高松宮妃記念杯第64回全日本実業団ヨット選手権大会	470級・スナイプ級※
第20回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会	セーリングスピリッツ級
2018年全日本セーリング選手権大会	420級・国体ウィンドサーフィン級・レーザー級・レーザーラジアル級

※スナイプ級(日本セーリング連盟が公式戦で採用している全長4.72mの2人乗り艇)は国体では実施されない種目です



🚢 競技会場までのアクセス

会場へお越しの際は、臨時駐車場(町総合保険福祉会館「さわやかセンター」)からのシャトルバスをご利用ください。**会場には一般者用駐車場がありませんのでご注意ください。**

🚢 まい・あみ・マルシェ同時開催

リハーサル大会が行われている10月27日(土)に予科練平和記念館では「まい・あみ・マルシェ」が開催されます。町の特産野菜やお土産品など、楽しさ・おいしさが集う、魅力いっぱいの観光物産イベントです。当日は、両会場をつなぐシャトルバスも運行されます。

★茨城国体セーリング競技会&リハーサル大会のボランティアを募集しています

- ▼セーリング競技を知らなくても大丈夫！ ▼お申し込み後に参加できなくなっても大丈夫！
 - ▼半日程度からの参加でも大丈夫！
- まずは気軽に『阿見町国体』で検索！



秋の交通事故防止

生活環境課 ☎888-1111 (253)

9月は、交通事故防止の強化月間となっており「秋の全国交通安全運動期間」、「高齢者の交通事故防止強調運動実施期間」、さらに9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」でもあります。

交通事故防止は交通ルールの遵守、正しい交通マナーの徹底からです。皆さん一人ひとりが交通安全を徹底し、安全・安心なまちづくりを実現しましょう。

秋の運動重点

- 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- 全ての座席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

9月は交通事故防止、特に高齢者の交通事故防止を強く推進する月間となっています！

9月17日 高齢者の交通事故防止にむけた県内一斉強調日

9月21日～30日 秋の全国交通安全運動期間

9月30日 交通事故死ゼロを目指す日



阿見第一小学校 6年生 交通安全自転車県大会出場

7月4日、ひたちなか市において県交通安全協会・県警察本部の主催による「第55回交通安全子供自転車茨城県大会」が開催され、牛久警察署管内代表として阿見第一小学校6年生選抜チーム5人が出場しました。同大会終了後、牛久警察署署長から阿見第一小選抜チームの健闘を称え、表彰状が贈呈されました。



避難所開設訓練

を実施します



防災危機管理課防災係 ☎888-1111(277)

町は、首都直下地震（茨城県南部地震）が発生し、町域で震度6弱の本震を観測したとの想定で、避難所開設訓練を実施します。

この訓練は、平成28・29年度に地区防災計画策定ワークショップに参加した行政区のうち、訓練参加を希望する行政区を対象に協働で実施し、避難所直行職員（発災時に避難所に直行し開設作業を行う町職員）と自主防災組織（各行政区の防災組織）が協働で避難所の開設・運営の訓練を実践的に行い、行政・自主防災組織双方の災害対応能力の向上を図ることを目的に実施します。

開催場所

上記訓練参加行政区の避難先として想定される下記の4施設において同時開催します。

▼かすみ公民館 ▼竹来中学校 ▼舟島小学校 ▼君原小学校



主な訓練メニュー

訓練に参加する自主防災組織と町の協働による、より実践的な訓練を目指します。

■避難行動訓練

各行政区の地区防災計画における避難計画に基づき、住民が町指定避難所まで避難する訓練

■避難所開設訓練

避難所直行職員が各指定避難所に直行して施設を開錠するとともに、避難行動訓練により避難してきた住民とともに、避難所を開設して避難生活が行える環境を協働で構築していく訓練

■災害時用非常食炊出し訓練

町指定避難所に備蓄している非常食糧（アルファ米）の調理方法等を習熟する訓練

■無線通信・情報伝達訓練

町指定避難所と本庁舎間において、避難所の各種状況を伝達する訓練

※詳細な訓練内容については、訓練実施要領が整い次第、町ホームページに掲載します



訓練実施に伴うお願いとご案内

- 訓練開始日の午前8時30分ごろに、訓練参加行政区近隣を中心に防災行政無線の訓練放送を実施する予定です
- 訓練前日および当日に、「あみメール」により訓練情報を配信する予定です
訓練参加行政区外の住民の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします



自分たちのまちは、自分たちで守る！ 第50回町消防団消防ポンプ操法競技大会開催

防災危機管理課消防係 ☎888-1111 (279)

『第50回町消防団消防ポンプ操法競技大会』が開催されました

7月8日、稲敷広域消防本部阿見消防署において、第50回阿見町消防団消防ポンプ操法競技大会が開催されました。当日は、炎天下の中、町消防団の第1分団から第15分団の代表選手が、ポンプ車による放水を行い、日ごろの訓練の成果を競い合いました。

その結果、第7分団（二区南・二区北・住吉・一区・本郷）が見事優勝しました。

優勝した第7分団は、10月14日に守谷市で行なわれる『第69回茨城県消防ポンプ操法競技大会県南南部地区大会』に町代表として出場する予定です。

▼大会結果

順位	分団名
優勝	第7分団
準優勝	第6分団
第3位	第5分団
第4位	第13分団
第5位	第8分団

▼個人の優秀賞 ※同点の場合、同位表彰とする

隊員	氏名	所属分団
指揮者	塚原一男	第7分団
1番員	田中竜次	第7分団
2番員	篠山浩一 太田哲臣	第5分団 第6分団
3番員	瀬尾有生	第13分団
4番員	金井良太	第5分団



▲標的に向かって放水



▲第2線延長



▲操法終了

あなたも地域の安全・安心を守る消防団に入りませんか？ 消防団員募集

消防団は、普段は主たる職業等を持つかわら『自分たちのまちは、自分たちで守る』というボランティアの精神により、地域の防災リーダーとして幅広く地域防災や防犯活動の中で重要な役割を担っています。

消防団は地域に根ざした活動を実施しています。あなたの力を災害のない安全なまちづくりのためにお貸しください。消防団活動のなかで身についたさまざまなスキル（技術）は、本人のみならず、家族や地域の皆さんなどの身近な人たちを災害から守ることに役立てることが可能です。

町内に在住または通勤・通学している健康・明朗活発な18歳以上（学生可）なら入団可能です。

町消防団への入団や消防団員の処遇等については、防災危機管理課までお気軽にご相談ください。

▼申込・問い合わせ：防災危機管理課消防係 ☎888-1111(279)



◀女性団員による防火防災教室



町動物愛護協議会からのお願い

町動物愛護協議会（事務局：生活環境課）は、人と動物の共生できるまちづくりを目指し、動物愛護教室の啓発活動や町で保護された犬や猫の里親会などの活動に取り組んでいる団体です。

生活環境課 ☎888-1111 (252)

町動物愛護協議会から皆さまへのお願い

■野良猫に餌やりをしている人へ

町では、野良猫の餌やりについての問題が増えており大きな課題となっています。野良猫に餌を与えるだけの無責任な行為は、結果的に野良猫の数を増やし、ふん尿による被害や家財を損壊するなど、近隣に対して迷惑となります。

地域内で野良猫の繁殖を防ぐために、猫を飼うときは屋内で飼養するとともに、不妊去勢手術をするなど、責任ある飼い方に努めましょう。

犬と猫については、町の不妊去勢手術費用補助金制度があります。詳しくは、生活環境課（役場庁舎2階）にお問い合わせください。



■預かりボランティア募集中

協議会では、保護された犬猫の一時預かりボランティアを募集しています。犬・猫が好きで、ご自宅で一時的に預かることができる人は、町動物愛護協議会事務局（生活環境課内）までご連絡ください。

■募金活動・物品寄付受付のお知らせ

協議会では保護された犬や猫の小さな命を救うために募金活動を行っています。集められたお金は、保護された犬や猫の餌、トイレなどの経費、医療費などに充てられます。募金箱は、生活環境課（役場庁舎2階）窓口に設置してありますので、皆さまの温かいご協力をお願いいたします。

9月1日は「霞ヶ浦の日」です

霞ヶ浦は、琵琶湖に次いで日本で2番目に大きい湖です。今のような形になったのは、約1,500年から2,000年前といわれています。もとは海であったため、海拔が低く水深が浅い湖であることが特徴です。昭和56年に霞ヶ浦の水質汚濁の進行を防ぐために現在の「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」が施行され、水質浄化意識を高めるために条例の施行日である9月1日を「霞ヶ浦の日」と決めました。県と霞ヶ浦の周辺市町村では「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」により、「泳げる霞ヶ浦・遊べる河川」の実現に向け取り組んでいます。



▲湖水浴客で賑わう掛馬水泳場（昭和40年代）

私たちにできる霞ヶ浦浄化対策10ヶ条（概略）

- 1 台所では、目の細かいストレーナー・三角コーナー・水切りネットの設置等で細かいごみを取り除きましょう
- 2 天ぷらなどの廃油は、リサイクルの一環として回収を推進し、困難な場合には使い切るか固めたりしてごみとして出しましょう
- 3 食器は、適量の洗剤で洗い、アクリルたわしを利用しましょう
- 4 台所の調理くずは、コンポストなどで堆肥にしましょう
- 5 お風呂の残り湯は、有効に使いましょう
- 6 水路や側溝などを定期的に清掃しましょう
- 7 川・湖・側溝にごみを捨てないようにしましょう
- 8 庭木・草花・菜園などへの肥料や農薬は使い過ぎないようにしましょう
- 9 下水道への接続や高度処理型浄化槽を設置しましょう
- 10 浄化槽は、定期的に点検・清掃・検査をしましょう

民生委員児童委員協議会だより



民生委員の
マーク

民生委員児童委員協議会

会長 伊藤 清悦



平成29年は民生委員制度創設100周年、児童委員制度創設70周年の記念すべき年でした。阿見町民生委員児童委員協議会では、住民の皆さまに民生委員・児童委員活動を知っていただくために、各民生委員の担当地区、一軒一軒を訪問し民生委員活動の小冊子を渡し、福祉についての理解と協力をお願いいたしました。

民生委員は、ひとりぐらし高齢者の見守りや高齢者世帯への関わりなど少子高齢化社会にあつて、安全安心で暮らせる社会づくりのお手伝いをしています。

児童委員活動では、主任児童委員を中心に学校を訪問し、夏休みや冬休み、春休みの学校側の対策や日ごろの児童生徒の様子などをお聞きし、児童委員活動に生かしています。児童生徒の登下校の見守りは関係団体も行っていますが、通学路近くの児童委

員も見守り活動を行い、事件事故に遭わないよう願って行動しています。

6月に発生した大阪府の地震災害で、ブロック塀の崩壊による児童の死亡は誠に痛ましく、悲しい事故でした。私たちは改めて通学路の危険性をチェックし、また、災害時の避難路の確保に向けた安全性を再点検する必要があると考え、行政や地域の防災関係者と連携して取り組みたいと思います。

私たち民生委員・児童委員は地域のつながり、地域の力を信じて活動しています。どんなことでも声をかけて相談してください。皆さまの住む町の福祉のために行動します。



▲全体定例会の様子

副会長(阿見中地区担当)

野呂 薫



私たち民生委員は、児童委員も兼ねております。

平成29年には民生委員制度創設100周年、児童委員制度創設70周年の節目を迎えました。わが国は敗戦により世の中の生活が厳しい情勢となり、戦災孤児や引き揚げ孤児等と言われた子どもたちが厳しい環境におかれ社会問題となりました。このため、昭和22年児童福祉法が制定され、児童委員制度が誕生しました。民生委員が児童委員を兼ねることになり、現在に至ります。

課題を抱えた子どもや子育て家庭を把握し、支援につなげることも児童委員の大切な役割です。同じ地域に住む子どもや保護者に寄り添って、子育ての悩みや不安を話せる子育て応援団として頼れる隣人となり、子どもや子育て家庭に対して少しでもお役に立てればと考えております。子育てに不安がある、子育ての悩みや不安を話せる人が欲しい、そのようなときには身近な相談相手として何時でも何処でも話しかけてみてはいかがでしょうか。良い解決策が見つかるかもしれません。

民生委員・児童委員は守秘義務が課せられております。安心してご相談ください。これから地域になじみ、身近な存在となるよう心がけていきたいと考えております。

副会長(朝日中地区担当)

藤平 勇雄



平成28年12月の民生委員・児童委員の改選以降、早くも1年6か月が過ぎました。その間の平成29年5月には、民生委員制度創設100周年、同年10月は、児童委員制度創設70周年にあたり大きな節目の年を迎えました。阿見町民生委員児童委員協議会では記念行事の一環として、民生委員・児童委員活動を紹介した全国児協協議会作成のリーフレットを町内の各家庭に配布



▲朝日中地区と大子町民児協との交流会

しました。主な内容は、①生活上の不安 ②お金に関すること ③福祉サービスのこと ④子育てのこと ⑤介護のことなど多岐にわたります。民生委員・児童委員は、全ての相談について守秘義務を遵守し、慎重に業務にあたっております。また、朝日中学校地区では学校再編がありました。本郷地区における宅地開発による人口増加と実穀地区の人口減少に対処すべく町では、①あさひ小学校の開校(平成30年4月から本郷小学校より分離新設)、②実穀小学校の開校(平成30年4月から本郷小学校に統合)、という施策が出され現在に至っております。この再編の影響により、複数

の行政区では、通学区域が分割されたことにより、各種行事の運営に戸惑いが生じています。このように私たちの地域を取り巻く環境は大きく変化しております。

私たち民生委員・児童委員は、地域住民の多岐にわたる悩みごとや相談ごとに応える担い手として、全委員が残された期間を精一杯努力いたします。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

副会長(竹来中地区担当)

佐藤 勲



私たち、民生委員・児童委員は、平成29年度に民生委員制度創設100周年、児童委員制度創設70周年を迎えました。

阿見町民生委員児童委員協議会では、「このまちとともに次の100年へ」と書かれた100周年PRリーフレットを、町内の各世帯へ全民生



▲竹来中地区とつくばみらい市民児協との交流会

委員で配布しました。担当世帯数の多い委員さんは、約3か月をかけてお届けし、皆さまにご覧いただきました。

また、私自身は、幅広くきめ細やかな民生委員・児童委員の活動を心がけ、これまで以上に地域住民の身近な相談相手となり、行政等につなぎたいと思っております。

平成30年度には、阿見町民生委員児童委員協議会で「これからも地域とともに100」というロゴマーク入りの目立つ黄色いジャンパーを作製しました。このジャンパーを着用して活動を続け、誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会づくりに努めてまいります。

心配ごと、悩みごとをひとりで抱えていませんか？

民生委員・児童委員は、あなたの身近な相談相手として、その内容に応じて関係機関への「つなぎ役」になります。どうぞお気軽にご相談ください。

■住民の立場にたって、まちの福祉を担うボランティアです

民生委員・児童委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。全国共通の制度として、全国どこでも活動しています。(全国に約23万人)

■さまざまな相談に応じます

地域に暮らす身近な相談相手として、医療や介護、子育ての不安など、住民のさまざまな相談に応じています。そしてその課題が解決できるよう、行政機関をはじめ、必要な支援への「つなぎ役」になります。

■安心してご相談ください

「プライバシーが侵害される」「かまってほしくない」と訪問を断る方もいらっしゃいます。民生委員・児童委員には法による守秘義務があります。相談内容が他の人に伝わることはありません。安心してご相談ください。

■ご近所の気になることもご相談ください

あなたご自身のことでなくても、ご近所で「毎晩、怒鳴り声と子どもの泣き声がするけど虐待かしら?」「○○さん、姿を見かけないけど大丈夫かしら?」と感じたら、民生委員・児童委員に相談してください。あなたが民生委員・児童委員に連絡していただくことで、早期の対応が可能となります。

9月『茨城県認知症を知る月間』です

地域で支える『認知症』

高齢福祉課 ☎888-1111(142)

県では、県民誰もが認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる地域づくりを目指すため、毎年9月を「茨城県認知症を知る月間」として定めています。この機会に、認知症についての理解を深めてみてはいかがでしょうか。

■認知症とは？

認知症は、正常であった記憶や思考などの能力が脳の病気や障害の為に低下していく障害です。

●認知症の種類

認知症は、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症などのさまざまな原因により発症し、複数の原因が合併して起こる場合もあります。また、65歳未満で発症する「若年性認知症」もあります。

●軽度認知障害

認知症ほどではないけれど、正常な「もの忘れ」よりも記憶などの能力が低下している状態を「軽度認知障害」と言います。この段階から治療を開始することで、認知症の進行を遅らせるなどの効果が期待されています。

●認知症の症状

もの忘れ以外にもさまざまな症状があります。脳の細胞が壊れることにより直接起こる「中核症状」のほかに、本人の性格、環境、人間関係などの要因により精神症状や行動に支障が起きる「行動・心理症状」があります。行動・心理症状には個人差があり、周囲の人の接し方によって

認知症の主な初期症状

- 同じことを何度も言ったり、聞いたりするようになった
- 置き忘れやしまい忘れが目立つようになった
- 蛇口の閉め忘れやガスの消し忘れが目立つようになった
- これまでの日課をしなくなった
- 以前はあった興味や関心がなくなった
- 時間や場所の感覚が不確かになった
- 物の名前が出てこなくなった
- だらしなくなった
- ささいなことで怒りっぽくなった
- 財布やお金や物などを「盗まれた」と言うようになった

■認知症の人への対応

認知症の人は何もわからず自分自身に不安な思いを抱いています。周囲の人は、次のような心構えが必要です。

●認知症の人への対応の心得・3つの「ない」

① 驚かせない

改善することもあります。

② 急がせない ③ 自尊心を傷つけない

■皆が安心して暮らせる地域を目指す

認知症になっても、その人が自分らしく暮らしていける地域づくりが重要です。町では、次の取組みを行っています。

●オレンジカフェ

オレンジカフェは、認知症の人やその家族・地域住民・ボランティア・専門家などが集まり、飲み物やお菓子を囲みながら交流する場です。どなたでも参加できますのでぜひお越しください（事前申込不要・参加費無料）。

▼まほろばオレンジカフェ

日時：毎月第3木曜日、午後1時30分～3時30分

▼場所：福祉センターまほろば

▼本郷オレンジカフェ

日時：原則毎月第4木曜日、午後1時30分～3時30分

▼場所：本郷ふれあいセンター

●認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」の養成講座を行っています。

認知症サポーター養成講座は、地域や職場・学校などに講師が出向いて開くことができます。詳しくは、下記の町地域包括支援センターまでご連絡ください。

連絡ください。

■認知症をもっと知るために

左記のホームページにも認知症に関する情報が掲載されています。

▼県・認知症を知るページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/choju/ninchi/index.html>

▼町：認知症について「認知症簡易チェックサイト」

<http://www.town.ami.lg.jp/000003015.html>



■認知症についての連絡・相談先

町地域包括支援センターには、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を行う「認知症初期集中支援チーム」があります。その他、「気になる症状がある」「生活上の困りごとがある」「認知症についてもっと知りたい」など、認知症について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

●問い合わせ・相談：町地域包括支援センター ☎887-

8124（平日：午前8時30分～午後5時15分 ※祝日を除く）

子育てを応援します

みなさん、こんにちは。

残暑が厳しい毎日ですが、朝夕のさわやかな風に秋の気配を感じられるようになりました。

今回の子育てシリーズは、お父さんからの乳幼児の生活に関するQ&Aです。



子どもに嫌われることが心配で、叱ることができません。

平日は忙しく、触れ合う機会の少ないお父さんにとって、子どもと過ごす時間はとても貴重なので、楽しく過ごしたいですね。

子どもがいけないことをしてもどのように伝えればよいか、言い過ぎてしまうのではないかなど、叱るということはとても難しいですね。しかし、いけないことはしっかりと「いけない」と伝えることが大切です。叱った後には、なぜ叱ったかという理由を、わかりやすく説明してあげたり、抱きしめてあげたりすると子どもも安心するでしょう。

普段からスキンシップやコミュニケーションをとることで、信頼関係は築かれていますので、気にすることはありませんし、叱っただけで嫌われることはないでしょう。



抱っこをすると泣きます。どうしたら慣れますか？

子どもも成長していくとお父さんの存在がわかるようになります。一般的にお母さんに比べて子どもに関わる時間が短いですね。

そのため低年齢のお子さんはお父さんの声や世話の仕方などに慣れてなくて泣くことがあります。しかし、繰り返し関わっていくことで、少しずつ慣れていくでしょう。お母さんを特別な存在と強く意識して、一時的にお父さんのことが苦手になることもあります。その場合は、無理に抱っこしようとすると嫌がることもあります。しばらく側で見守り、少しずつ触れ合う時間を増やしていけば自然と慣れてくるでしょう。いろいろな抱き方をしてみても子どもの好きな抱き方を見つけることも良いですね。



出かけた際、「〇〇したい」「〇〇がほしい」などと言って、泣くので困っています。

外出先で自分の欲求を通そうとして泣かれると困ってしまいますよね。

1歳半くらいから自我が芽生え始めると、自分の欲求が強くなり、それが満たされないと怒って大泣きすることがあります。「わがままになって困った」と感じるかもしれませんが、これは心が大きく成長している証拠です。まずは、「～したかったんだね」と子どもの気持ちをわかる範囲で受け止め、それを代弁してあげると良いでしょう。また、他の場所へ連れて行き気持ちを切り替えられるようにすることも一つの方法です。子どもの欲求を受け入れられないときには理由を話してあげることも大切です。何度も繰り返していくうちに、子どもにもその理由が伝わるはずだと思います。



各保育所・保育園についての問い合わせ:子ども家庭課☎888-1111(119)



年金を受ける時はお忘れなく 老齢基礎年金の 裁定請求手続き

国民年金

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

●年金ごとの請求書提出先

加入年金制度		請求書提出先
国民年金	第1号被保険者期間のみ	国保年金課
	第3号被保険者期間がある	土浦年金事務所
厚生年金のみ		最後に勤務した会社の管轄年金事務所
共済年金のみ		加入していた共済組合
国民年金基金・厚生年金基金		それぞれ加入していた基金

●2つ以上の制度に加入していた場合の請求書提出先

加入年金制度		請求書提出先
国民年金と厚生年金	最終が国民年金	土浦年金事務所
	最終が厚生年金	最後に勤務した会社の管轄年金事務所
国民年金と共済組合		土浦年金事務所および加入していた共済組合
厚生年金と共済組合	最終が厚生年金	最後に勤務した会社の管轄年金事務所および加入していた共済組合
	最終が共済組合	土浦年金事務所および加入していた共済組合
国民年金と厚生年金と共済組合	最終が厚生年金	最後に勤務した会社の管轄年金事務所および加入していた共済組合
	最終が国民年金または共済組合	土浦年金事務所および加入していた共済組合

年金は、受けられる資格があっても自動的に支払われるものではなく、自分で年金を受けるための手続き(裁定請求)をしなければなりません。
この手続きは、加入していた年金の種類によって請求書の提出先が異なりますので、ご注意ください(左表参照)。

手続方法等

●特別支給の老齢厚生(退職共済)年金を受給している人は、65歳になる誕生日(1月生まれの場合は前月)に、日本年金機構から『裁定請求書(はがき)』が送付されますので、そのはがきを返送することで老齢基礎年金の請求となります

●老齢基礎年金は、60〜64歳の間に期間を繰り上げて請求することができます(65歳で請求した時に支給される額から一定率で生涯減額支給)。また、66歳〜70歳の間に期間を繰り下げて請求することもできます(65歳で請求した時に支給される額から一定率で生涯増額支給)

●裁定請求する際の添付書類は、請求者ごとに異なりますので、事前に問い合わせください

詳しくは国保年金課または土浦年金事務所お客様相談室(☎825-1170)まで

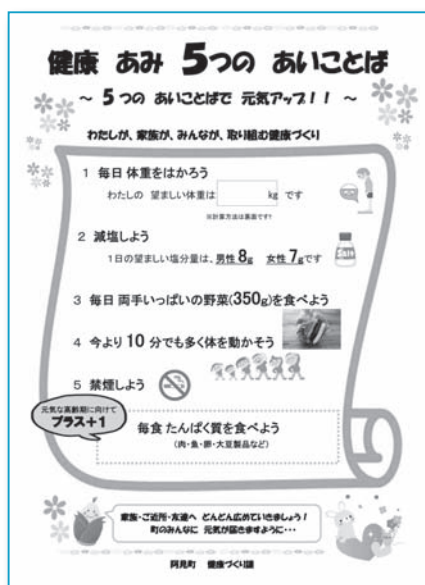
日本年金機構からのお知らせ

- ▼年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が、25年から10年に短縮されました
- ▼対象となる人に、日本年金機構より「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お届けしています
- ▼お手元に届きましたら、『ねんきんダイヤル(0570-05-1165)』で予約のうえ、できるだけ早めにお手続きをお願いします

9月は循環器疾患予防月間 (健康増進普及月間)です

健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内) ☎888-2940

生活習慣を見つめ直してみませんか？



県では、心疾患や脳卒中などの循環器疾患や糖尿病などの生活習慣病による死亡率が高いことから、9月を「循環器疾患予防月間」と定めています。

町では、死亡原因の第1位が悪性新生物、第2位が心疾患、第3位が脳卒中です。

循環器疾患である、心疾患・脳卒中が死亡原因の上位となっています。

循環器疾患を予防するためには、生活習慣を整えることが大切です。

「健康あみ5つのあいことば」は、生活習慣病予防のために必要な5項目を紹介しています。どなたでもすぐに意識できることなので、この機会に、ご自身とご家族の生活習慣を見つめ直してみてもいいのではないでしょうか。

9月24日～30日は「結核予防週間」です

■結核とは

結核菌によって主に肺に炎症が起こる病気です。日本でも、いまだに年間約18,000人もの人が新たな結核患者となり、約2,000人が亡くなっている現状にあり、日本の重大な感染症です。結核は、最初は風邪に似た症状で始まりますが、次にあてはまる場合は早めに受診しましょう。

▼タンがからむ咳が2週間以上続いている

▼微熱・体のだるさが2週間以上続いている

高齢者の場合は上記の症状が出ないことがあります。年に一度は健診を受けましょう。

■結核を予防しましょう

結核であることを早期発見することが、本人の重症化を防ぐためだけでなく、大切な家族や職場などへの感染を防ぐための最大の予防につながります。

■結核の治療は確実に

結核は6～9か月間の正確な内服で治療ができます。治療を確実にするために、家族や周りの人が理解し、協力することが大切です。

デマンドタクシー

あみまるくん ご利用案内



都市計画課 ☎888-1111 (233)

町では公共交通サービスとして、デマンドタクシー『あみまるくん』の運行を行っています。『あみまるくん』は、日常生活などで交通に不便をきたしている人に、自宅や指定の場所から目的地（戸口から戸口）まで、乗り合いにより送迎を行う公共交通です。通院や買い物など、外出の手段として皆さまのご利用をお待ちしています。

はじめに利用登録をお願いします

『あみまるくん』を利用するためには、事前に利用者登録（無料）が必要です。『デマンドタクシー利用登録申請書』に必要事項を記入し、役場までご持参いただくか、郵送でお申し込みください。利用登録は、町内にお住まいの人が対象となります。申請書は、役場・うずら出張所・各公民館・さわやかセンター・図書館などや、町ホームページにある阿見町の公共交通内『町地域公共交通活性化協議会ホームページ』で入手できます。

予約の方法

『あみまるくん』は、午前8時台から午後4時台までの間で運行しています。利用日の2日前（運休日を除く）から利用したい出発時刻の30分前まで（当日の最終予約受付時間は午後3時30分まで）に予約センターへ電話で予約してください。また、午前8時台と午前9時台のご利用は必ず前日までに予約してください。

その際、①氏名②住所③乗車日④人数⑤乗車場所⑥降車場所⑦利用希望の出発希望時刻を伝えてください。※原則として電話連絡が取れる人に限ります。『あみまるくん』は介護タクシーではないため、運転手が乗降の介助をすることはできません。1人で乗降が困難な人はご利用を控えていただくか、介添人同伴でご乗車ください

予約センター

● **受付時間**: 月～金曜日の午前8時30分～午後5時（運休日を除く）

● **電話番号**: **888-4152**
よい交通
 ※詳細は、上記（予約の方法）を参照してください

運行日・時間帯

月～金曜日の午前8時～午後5時
 （祝・祭日および年末年始は運休）

利用者の皆さまへお願い

- あみまるくんを利用する際は予約をお願いします
- キャンセルの場合も予約センターにお電話をお願いします
- 目的地を複数指定することはできません
- 時間に余裕を持ってご利用ください
- 予約時にご自身で指定された場所でお待ちください

運行区域

阿見町内に限ります
 ※ JR 荒川沖駅東口のご利用も可能です

利用料金

対象者	料金 (1人1回のご利用につき)
大人(中学生以上)	400円
小児(小学生)	200円
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証を交付されている人、介護保険法における「要介護者」・「要支援者」・「事業対象者」、および上記の人に付き添う人(1人のみに適用)	
幼児(3歳以上7歳未満) ※保護者同伴のこと	保護者1人につき2人まで無料。3人目からは200円
幼児(3歳未満) ※保護者同伴のこと	無料

※料金は、回数券による支払いとなります。回数券は、デマンドタクシー車内および都市計画課で販売していますので、事前のご購入をお願いします。回数券は200円券（大人は1回の料金で2枚使用する）の11枚つづりで2,000円です

消費者コーナー

『くらしの注意報！ ～安全で快適なくらしのために～』

30年度・第2回

消費者問題のご相談は、お気軽に下記まで！



9月は『高齢者向け悪質商法・二セ電話詐欺被害防止キャンペーン月間』です

「健康」「お金」「孤独」この3Kが高齢者の大きな不安です。この不安をきっかけに消費者トラブルに巻き込まれていきます。

ご家族の人やヘルパーさん・民生委員さん等、高齢者と関わる皆さんの「見守り」と「気づき」で高齢者の消費者トラブルを防ぎましょう。

「いつもと違うな!」「変だな!」と思ったら → 消費生活センターに相談!

「見守り」・「気づき」のポイント

- 見知らぬ業者が頻繁に出入りしていないか
- お金に困っている様子はないか
- 通信販売のカatalog、ダイレクトメールが大量にないか
- 健康食品が何種類も届いていないか
- 不審な契約書や請求書等の書面はないか
- 不審な電話のやりとりや電話口で困っていないか



架空請求はがきにご注意ください

「不審なはがきが届いた」という相談が4月～6月に急増しています。はがきには「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」とあり、差出人は公的機関と勘違いさせるような名前でした。「あなたが利用した会社から契約不履行で民事訴訟として訴状が提出された。取り下げ期日までに連絡しないと給与財産を差し押さえる。」と書かれていて、はがきの受取人を不安にさせ、問合せの電話をかけるように誘導しています。

電話をかける

- ▼ 新たな個人情報を伝え、個人情報流失につながります
- ▼ 二セの弁護士から裁判取り下げ費用を支払うよう言われます

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。
管理番号(わ)308 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。
尚、このまま連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。
裁判取り下げなどのご相談に關しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。
尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年×月××日
法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目×番×号
取り下げ等のお問合わせ窓口 03-××××-××××
受付時間 9:00～20:00 (日、祝日を除く)

▲届いた架空請求はがきの内容

対処法は → ハガキに書かれている電話番号には絶対電話をかけない

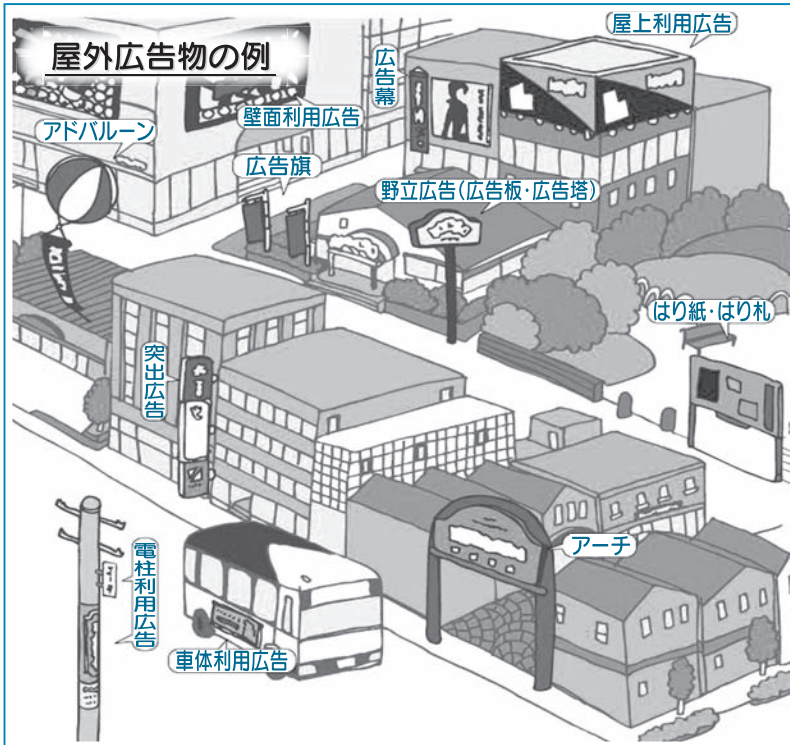
問い合わせ: ▼ 町消費生活センター ☎ 888-1871 (ファクシミリ兼用 / 月～金 曜日の午前9時～午後4時 ※土・日・祝日は消費者ホットライン ☎ 188へ)
ホームページ http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/21-7-0-0-0_1.html
▼ 商工観光課 ☎ 888-1111 (171)



屋外広告物の表示には許可が必要です！

～まちの良好な景観のために～

都市計画課計画係 ☎888-1111 (232)



屋外広告物とは？

「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告板などをいいます。具体的には次のようなものがあります。

- ▼ 屋上利用広告
- ▼ 広告幕
- ▼ 野立広告(広告板・広告塔)
- ▼ 壁面利用広告
- ▼ 広告旗
- ▼ アドバルーン
- ▼ はり紙・はり札
- ▼ アーチ
- ▼ 突出広告
- ▼ 車体利用広告
- ▼ 電柱利用広告

屋外広告物の表示には許可が必要です

屋外広告物の許可手続

屋外広告物を表示するときには、原則として町長の許可が必要です。また、広告物の表示内容を変更したり、広告物を改造したりする場合にも許可が必要です。

許可期間

屋外広告物は、種類により許可期間が定められています。

- ▼ はり札・電柱巻立広告等…1年以内

許可申請に必要な書類

- ▼ 許可申請書
- ▼ 広告物の仕様書・設計図
- ▼ 設置場所付近の見取図・カラー写真
- ▼ 管理者の資格証明書等

許可手数料

※屋外広告物を表示しようとする日の30日前までに許可申請が必要です

そのほかの手続

屋外広告物の許可申請手続と併せて、他法令に基づく許可などが必要な場合があります。

- ▼ 他人の土地・物件等に表示する場合：所有者や管理者などの同意
- ▼ 工作物の高さが4mを超える場合：工作物の確認(建築基準法)
- ▼ 道路に表示する場合：道路

- ▼ 占用の許可(道路法)、道路使用の許可(道路交通法)
- ▼ 農地に表示する場合：農地転用許可(農地法) — など

許可手数料

- ▼ 広告板：1枚につき3平方メートルごとに750円
- ▼ 照明広告：1基につき3平方メートルごとに800円
- ▼ 近隣店舗等案内広告：1枚につき2平方メートルごとに800円 — など

■屋外広告物の更新手続

屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、許可期間の2週間前までに更新手続きが必要です。

●更新許可申請に必要な書類

- ▼更新許可申請書
- ▼広告物自己点検書
- ▼広告物等のカラー写真(3か月以内に撮影したもの)
- ▼許可手数料

■屋外広告物に対する規制

県屋外広告物条例では、
 ①良好な景観の形成②風致の維持③公衆に対する危害の防止—これらの目的から、屋外広告物に対して規制を行っています。

●禁止物件

次に掲げる物件には、原則として屋外広告物を表示することができません

- ▼電柱・街灯柱(はり紙・はり札・立看板などの表示を禁止)
- ▼街路樹
- ▼信号機
- ▼道路標識
- ▼ガードレール
- ▼歩道橋
- ▼道路の分離帯
- ▼カーブミラー

パークングメーター▼郵便ポスト・よう壁道路の路面—など

●禁止地域

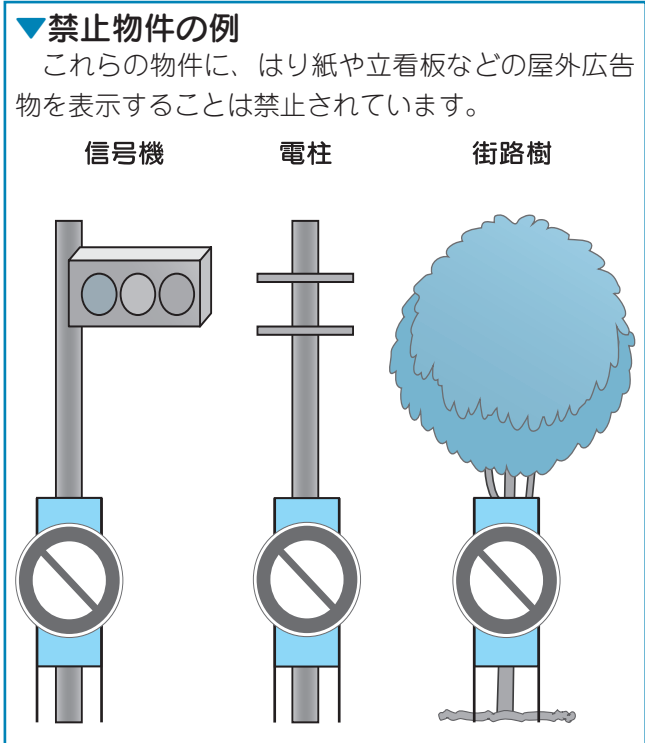
美しい自然景観や良好な街並み・特に良好な景観の形成や風致の維持が必要な地域・屋外広告物を表示することが好ましくない場所などを禁止地域に定めています。

- ▼第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域
- ▼道路・鉄道などから展望できる地域で、敷地境界から一定の区域①首都圏中央連

●適用除外

私たちの社会生活を営むうえで最小限必要な広告物など

- 絡自動車道：500m以内
- ②東日本旅客鉄道：100m以内、国道125号：50m以内、県道：5m以内(ただし、第一種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域は禁止地域から除外、電柱利用広告は許可を受けて表示可)③信号機または道路標識から半径10m以内の区域—など



については、規制のうち一定の事項を適用しないとす、『適用除外』を定めています。

- ▼自家広告物：自己の氏名・店名・事業内容などを、自己の住所・事業所・営業所などに表示する広告物で、広告物の合計面積が、禁止地域の場合5㎡以下、許可地域の場合10㎡以下のもは許可が不要
- ▼近隣店舗等案内広告：店舗等が主要な道路に面していない等、案内広告の設置がやむを得ないと認められる広告物で、店舗から半径10km以内の範囲、かつ、信号および道路標識から5m以上離す等の基準を満たすものは、禁止地域でも許可を受けて表示が可能—など

■屋外広告業の適正な表示のために

■広告主・土地所有者などの責務

屋外広告物の広告主・土地の所有者には、屋外広告物の法律や条例の規制等に適合した表示や適正な管理に努めることが求められています。

■違反に対する措置・罰則

条例または規則に違反する屋外広告物(違反広告物)を表示すると、勧告公表・是正命令などの措置を受けます。

●簡易除却

違反広告物のうち簡易なもの(はり紙・はり札・立看板・広告旗)は、町が直接除却を行うことができます。

●罰則

- ▼登録を受けずに屋外広告業を営んだときなど：懲役刑(最高2年)または罰金刑(最高100万円)
- ▼禁止地域や禁止物件に屋外広告物を表示したとき、違反に対する措置命令に従わなかったときなど：罰金刑(最高100万円)

許可申請書等は町ホームページからダウンロードできます。
 ▼ホームページ
<http://www.town.ami.lg.jp/0000000994.html>



町体育協会シンボルマーク

町体育協会ホームページ http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/14-4-0-0-0_1.html

町体育協会事務局（中央公民館内） ☎888-2526

各種大会の結果（敬称略）

●春季阿見町オープン男子シングルス
テニス大会

期 日	5月20日(日)
場 所	総合運動公園テニスコート
成 績	▼一般の部 ▽優勝:宮本翔平▽準優勝: 矢口賢二▽3位:村関和之、 赤松英之 ▼シニアの部 ▽優勝:坂井義和▽準優勝: 宮崎昭夫▽3位:富田道男、 清水辰也

●第23回阿見・稲敷・美浦スポーツ
吹矢交流大会

期 日	5月27日(日)
場 所	町民体育館
成 績	▼Aクラス ▽準優勝:波多野一美▽3位: 田沼昭宗 ▼Bクラス ▽準優勝:橋本洋司▽3位: 高橋謹二

●春季町民ソフトボール大会

期 日	5月6日(日)・13日(日)
場 所	町民球場
成 績	▽優勝:ファーストエリア ▽準優勝:ツムラSC▽3位: SSクラブ

●春季町民バレーボール大会

期 日	5月13日(日)
場 所	町民体育館
成 績	▽優勝:ネイバース▽準優勝: つくみ▽3位:阿見サンレイン ポー

●第38回阿見グラウンドゴルフ
クラブ杯競技大会

期 日	5月31日(木)
場 所	総合運動公園陸上競技場
成 績	▼男子の部 ▽優勝:関根三郎▽準優勝: 宗形幸一▽3位:藤原茂 ▼女子の部 ▽優勝:木村照子▽準優勝: 坂口弘子▽3位:細田サツ子

●第30回混合バレーボール大会

期 日	6月10日(日)
場 所	町民体育館
成 績	▽優勝:つくみ▽準優勝: ネイバース▽3位:しらさぎ

●第5回町長杯ソフトボール大会

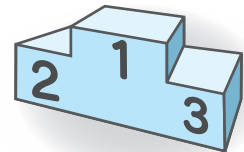
期 日	6月3日(日)・10日(日)
場 所	町民球場
成 績	▽優勝:ファーストエリア ▽準優勝:岡崎SC▽3位: SSクラブ、チームグラマー

●第26回阿見町民ゴルフ大会

期 日	6月22日(金)
場 所	阿見ゴルフクラブ
成 績	▼男子の部 ▽優勝:平岡和彦▽準優勝: 木村富男▽3位:川村繁 ▼女子の部 ▽優勝:市村紀子▽準優勝: 小瀬文子▽3位:荒井恵美 ▼ベスグロ ▽男子の部:平岡和彦 ▽女子の部:市村紀子

●スポーツ吹矢大会

期 日	6月9日(土)
場 所	町民体育館
成 績	▼Aクラス ▽優勝:波多野一美▽準優勝: 田沼昭宗▽3位:坂下明子 ▼Bクラス ▽優勝:橋本洋司▽準優勝: 高橋智子▽3位:小澤勝男



活動紹介:阿見町少年野球スポーツ少年団

現在、町には5つの少年野球チームがあり、休日を中心に熱心に練習を行い、心身の鍛錬をはかりつつ、町内・近隣市町村で開催される大会に参加しています。町の少年野球チームから、高校・大学野球で活躍する選手やプロ野球に進んだ選手もいます。子どもたちは、先輩達に続けと元気に練習に取り組んでいます。

●町内で活動する少年野球チーム

阿見 Yankees	阿見小地区	舟島マリナーズ	舟島小地区
本郷イーグルス	本郷小地区	阿見レンジャーズ	阿見第二小地区
竹来ジュニアスターズ	阿見第一小地区		

野球に興味をお持ちのお子さんは一度見学に来てください。初心者でも大歓迎です。練習日時・場所・連絡先については上記までお問い合わせください。



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

収蔵資料展開催について

予科練平和記念館へご寄贈いただいた多くの資料の中から、いまだ展示されていないものを中心とした収蔵資料展を開催いたします。

- ▼期 日:9月19日(火)～12月19日(日)まで
※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館
- ▼時 間:午前9時～午後5時(入館は4時30分まで)
- ▼場 所:予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼観覧料:常設展チケットでご覧いただけます

講演会『五体を砕きて悠久の大義に殉ず』開催

第12期甲種飛行予科練習生だった兄、廣嶋忠夫さんの生涯について、弟である廣嶋文武さんに語っていただきます。

- ▼期 日:9月8日(土)
- ▼時 間:午後2時～3時30分
- ▼場 所:予科練平和記念館情報ラウンジ
- ▼その他:料金無料・予約不要、当日直接お越しください

予科練平和記念館『年間パスポート』の販売

予科練平和記念館の観覧券に「年間パスポート」が追加されました。ご購入いただいて窓口でご提示いただければ、1年間何度でも予科練平和記念館をご見学いただけます。

- ▼価 格:▼大人:1,500円 ▼小人:900円
- ▼有効期間:購入日から1年間
- ▼その他:特別展など観覧料金に変更される場合には、パスポートが適用されない場合があります。詳しくは、予科練平和記念館に直接ご確認ください

年間パスポート(縦5.4cm×横8.6cm、上段:表面、下段:裏面)▶



◎学芸員のつぶやき

今回は、8月まで開催していた収蔵資料展「日々を綴れば 阿見町出身の予科練習生」の日記の中から普段見られない表現を3点ご紹介いたします。軍隊の専門用語ではなく、当時は一般に使用されていた書き方です。

- ▼「志る古(しるこ)」…お汁粉のことです。現在では甘味処のメニューでしか見ないような書き方ですが、当時は一般的に書かれました。
 - ▼「ゝ」「々」…踊り字と呼ばれる記号です。一つの字を繰り返すときに使用します。「ゝ」はひらがなを繰り返すときに使用され、「々」は漢字を繰り返すときに使用されます。
 - ▼「驟雨」…「しゅうう」と読みます。にわかあめのことです。文語表現ですが、驟が常用漢字ではないため、なかなか目にする機会はないでしょう。
- 今も使っている人は、ぜひ子供たちに、こういった表現を教えてあげてください。

インフォメーション

お知らせ 11月3日(土)から販売

町商工会では町内店舗でのお買い物に使用できる10%のプレミアム付き商品券を発売します。

この商品券販売は、町内の消費拡大を図り商工業の振興と活性化につなげることを目的として、町の補助を受けて実施するものです。

皆さんのご利用をお待ちしています。

▼価格 1万円

▼購入限度額 1人3万円まで

▼有効期間 11月3日(土)～平成31年2月28日(木)

▼販売場所 町商工会ほか数か所を予定

▼その他 取扱店舗・商品券販売場所等については、9月下旬・10月中旬の町内回覧および町商工会ホームページでお知らせします

高齢者・子育て世帯優先販売

11月3日(土)からの商品券の一般販売に先立ち、町内在住の65歳以上(昭和29年4月1日以前生まれ)の人と18歳

未満(平成12年4月2日以降生まれ・妊娠中を含む)のいる世帯を対象とした優先販売を行います。

※年齢のわかるものをご持参ください

▼優先販売日 11月1日(木)・2日(金)

▼販売場所 町商工会・町役場ほか数か所を予定

▼町商工会 ☎887-0552

集 共に育む「教育の日」 講演会参加者募集

▼期日 11月3日(土)

▼時間 午前10時30分～正午

▼場所 町民体育館

▼内容 つなげよう！ 学校と地域社会

▼講師 藤原和博(教育改革実践家)

▼定員 200席程度(定員で締切)

▼入場料 無料

▼申込期間 10月26日(金)まで

▼申込方法 電話・ファクシミリ・郵送か直接左記に申し込む

▼その他 10月18日(木)以降にキャンセルした場合、キャンセル料(全額)が発生します

▼生涯学習課(中央公民館内) ☎300-0333 阿見町 若栗1886-1 ☎888-2526 ☎888-0032

集 「ふれあいバスツアー」 参加者募集

牛久市ネットワーカー連絡協議会では、(一社)いばらき出合いサポーターセンターの後援により「ふれあいバスツアー」を実施します。

素敵な出合いを探してみませんか？

▼日時 10月20日(土)午前10時～午後3時30分(受付9時30分から)

▼集合場所 牛久市役所西側駐車場(牛久市中央)

▼見学場所 長沼りんご園(予定) ※ラ・テラス・ドゥ・オエノン(牛久シャトー内)で食事あり

▼対象 30～40代の独身の男女

▼募集人数 男女各34人(予定数を超えた場合抽選)

▼参加料 ▼女性：3000円 ▼男性：5000円

▼申込期間 9月28日(金)まで

▼申込方法 牛久市市民活動課ホームページまたは直接左記に電話で申し込む

▼その他 10月18日(木)以降にキャンセルした場合、キャンセル料(全額)が発生します

▼牛久市市民活動課 ☎873-2111(1631) <http://www.city.ushiku.lg.jp/section.php?code=8>

集 「第3回町民健康ウォーキング」参加者募集

10月14日(日) 午前8時総合保健福祉会館「さわやかセンター」出発

▼行き先 芭蕉の句碑を巡る(栃木県)ロングコース約7km

▼募集人数 45人(参加者は抽選により決定)

▼参加料 1000円 ※当日徴収

▼申込方法 参加希望者は左記の抽選会に必ず出席すること。代理出席可。事前申込不要

▼抽選会および説明会 9月22日(土)午後3時15分から中央公民館1階多目的室で開催

※抽選会開始後の受付は不可

▼阿見いきいきクラブ 田沼 ☎887-0836

▼電話番号 ☎029-221-4166

お知らせ 県女性相談窓口

県女性相談センターでは、配偶者や交際相手からの暴力に関する相談など、女性からのさまざまな相談を年間を通して受け付けています。

秘密は厳守します。一人で悩まずにぜひご利用ください。

▼電話相談

▼時間 ▼平日：午前9時～午後9時 ▼土・日・祝日：午前9時～午後5時

▼場所 県女性相談センター(水戸市三の丸)

▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼対象 10代以上の女性

▼料金 無料

▼その他 電話相談 面接相談は12月29日(土)～平成31年1月3日(木)はお休み

▼県福祉相談センター ☎029-221-4166

▼電話番号 ☎029-221-4166

▼面接相談

▼時間 午前9時～午後5時

▼場所 県女性相談センター(水戸市三の丸)

▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼対象 10代以上の女性

▼料金 無料

▼その他 電話相談 面接相談は12月29日(土)～平成31年1月3日(木)はお休み

▼県福祉相談センター ☎029-221-4166

代 秋の全国交通安全運動 (教習所一日開放)

土浦自動車学校では、交通事故防止の徹底を図るために教習所の一斉開放を行います。

お子さんも参加できるように各種体験イベントもご用意しています。

▼詳細は左記にお問い合わせください。

▼日時 9月23日(日)正午～午後4時 ※雨天決行、詳細は左記ホームページでご案内します

▼場所 土浦自動車学校(土浦市中村南)

▼参加料 無料

▼土浦自動車学校 ☎0120-841-067

▼http://www.tsuchikyoko.co.jp



募集 平成30年度町職員募集

平成31年4月1日採用の町職員を募集します。 ※左記以外の募集は終了しています。

▼**職種** ①一般事務職(身体障害者対象) ②保健師

▼**募集人数** ① 1人程度 ② 1人程度

▼**受験資格** ① 高校卒業以上の学歴を有する人、または平成31年3月卒業見込の人 ▼昭和53年4月2日以降に生まれ

た人 ▼身体障害者手帳の交付を受けている人 ▼活字印刷文による作文に対応できる人

▼**自力による通勤**ができ、介助者なしに事務職としての職務に対応できる人 ▼通常の勤務時間(原則として週38時間45分、1日7時間45分)に対応できる人 ② 保健師の資格を有する人または平成31年3月までに資格取得見込みの人 ▼昭和58年4月2日以降に生まれた人 ▼健康状態が正常である人

▼**欠格事項** 次のいずれかに該当する人は受験できません ▼日本国籍を有しない人 ▼成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む) ▼禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人 ▼本町職員として懲戒

免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人 ▼日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し、またはこれに加入した人

▼**選考方法** 作文および個別面接(別途、身体検査・身上調査を実施)

▼**選考期日** 11月上旬ごろ

▼**選考場所** 役場会議室 ※期日および場所の詳細は申込者に直接通知

▼**合格発表** 12月を目途に本人に通知

▼**給与** ▼**高校卒初任給** 147,100円 ▼**短大卒初任給** 159,800円 ▼**大学卒初任給** 179,200円(平成30年4月現在の初任給。学校卒業後一定経過年数がある人は加算あり。扶養・住居・通勤・時間外勤務期末および勤勉の各種手当あり)

▼**申込期間** 9月3日(月)～28日(金)の土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分。郵送の場合は必着 ※簡易書留など確実な方法で送付すること

▼**申込方法** ① 申込用紙を総務課へ直接または郵送で請求するか町ホームページからダウンロードする ※郵送請求の場合は、封筒の表に『職員採

用選考申込用紙請求』と朱書きしあて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒(角型2号)および希望職種・氏名・住所・電話番号を明記した書類を同封 ② 申込用紙を記入し直接または郵送で総務課に提出

▼**その他** ▼**受験料不要** ▼資格取得見込みで合格した人で資格取得ができなかった場合、合格を取り消します

▼**総務課職員係** 〒300-0392 阿見町中央1-1-11 ☎888-1111(212・213) <http://www.town.amig.jp/soshiki/18-1-00-7.html>

お知らせ シルバー人材センター 入会説明会

▼**期日** 9月4日(火)

▼**時間** 午前10時から

▼**場所** 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館)さわやかセンター(別館)

▼**対象** 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)

▼**期日** 9月15日(土)

▼**時間** 午前9時30分～午後0時30分

▼**場所** 中央公民館

▼**場** NPO法人茨城成年後見サポートセンター ☎070-694718188

募集 障害者就職面接会(前期) 参加者募集

▼**期日** 9月26日(水)

▼**時間** 午後0時～3時30分(受付:午後12時30分から)

▼**場所** ホテルグランド東雲(つくば市小野崎)

▼**期日** 9月22日(土)

▼**時間** 午後0時～3時30分(受付:午後12時30分から)

▼**場所** ホテルグランド東雲(つくば市小野崎)

▼**期日** 9月22日(土)

▼**時間** 午後0時～3時30分(受付:午後12時30分から)

▼**場所** ホテルグランド東雲(つくば市小野崎)

陸上自衛隊航空学校 飛行場「夜間飛行訓練」

ヘリコプター3・4機による

▼**日時** 9月11日(火)～13日(水)、18日(火)～20日(木)、25日(火)～27日(木) 日没から約3時間以内(各機2時間基準)

▼**期日** 9月15日(土)

▼**時間** 午前9時30分～午後0時30分

▼**場所** 中央公民館

▼**場** NPO法人茨城成年後見サポートセンター ☎070-694718188

▼**期日** 9月15日(土)

▼**時間** 午前9時30分～午後0時30分

▼**場所** 中央公民館

▼**場** NPO法人茨城成年後見サポートセンター ☎070-694718188

▼**期日** 9月15日(土)

▼**時間** 午前9時30分～午後0時30分

▼**場所** 中央公民館

▼**場** NPO法人茨城成年後見サポートセンター ☎070-694718188

▼**期日** 9月15日(土)

▼**時間** 午前9時30分～午後0時30分

▼**場所** 中央公民館

▼**場** NPO法人茨城成年後見サポートセンター ☎070-694718188

遺言・相続 成年後見相談会

遺言・相続・成年後見に関するお悩みについて専門の相談員が相談に応じます。秘密は厳守します。ぜひご相談ください。

▼**期日** 9月15日(土)

▼**時間** 午前9時30分～午後0時30分

▼**場所** 中央公民館

▼**場** NPO法人茨城成年後見サポートセンター ☎070-694718188

▼**期日** 9月15日(土)

▼**時間** 午前9時30分～午後0時30分

▼**場所** 中央公民館

▼**場** NPO法人茨城成年後見サポートセンター ☎070-694718188

▼**期日** 9月15日(土)

▼**時間** 午前9時30分～午後0時30分

▼**場所** 中央公民館

▼**場** NPO法人茨城成年後見サポートセンター ☎070-694718188

▼**期日** 9月15日(土)

▼**時間** 午前9時30分～午後0時30分

▼**場所** 中央公民館

▼**場** NPO法人茨城成年後見サポートセンター ☎070-694718188

▼**期日** 9月15日(土)

住まいのことなら 美都住建へ

家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

土台と梁、桁、柱を優れた構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます!!

●新築住宅に関する事は [美都住建](#)

建築業知事免許(般-29) 第22375号 【本社】阿見町実教 1283-10 (株)美都住建 TEL.029-842-7196 【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

もっと楽しく! 快適に! リフォームしませんか?

リフォームアドバイザーが親切・丁寧に対応させていただきます。

Before 屋根 外壁 水廻り 外構...etc After [南美都和](#)

茨城県知事免許 ⑤ 第5548号 (有)美都和 TEL.029-891-2200

当社は/サンニック・三菱等の施工経験があります。

「太陽光発電システム」

○昼間の電気代はおまかせ!

○補助金制度を上手に利用!

○余った電気は売電可能!

建築業知事免許(般-29) 第22375号

【本社】阿見町実教 1283-10

(株)美都住建 TEL.029-842-7196

【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

茨城県知事免許 ⑤ 第5548号 (有)美都和 TEL.029-891-2200

インフォメーション

募集 こころの健康相談

あなたや家族が抱えている心の悩みについてご相談ください。秘密は厳守します。

- ▼期日 9月26日(水)
- ▼時間 ①午後1時～2時 ②午後2時30分～3時30分
- ▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』
- ▼担当 精神保健福祉士 町保健師
- ▼申込期間 9月18日(火)まで
- ▼※土・日・祝日を除く

- ▼申込方法 電話または直接左記に申し込む(予約制) ※匿名での予約、本人・親族以外の人の相談は不可
- ▼健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎88812940

募集 『町秋季テニス大会』参加者募集

- ▼期日 10月28日(日) ※予備日：11月4日(日)・11日(日)
- ▼場所 総合運動公園他
- ▼募集人数 一般の部(男子32組・女子16組) ◆シニアの部(男子・女子各16組) 男子50歳以上・女子55歳以上) ※定員で締切
- ▼参加料 1組2000円(当日回収します)
- ▼申込期間 9月28日(金)まで
- ▼※9月14日(金)までは町内在住・在勤・在学者のみ受付。一般は15日(土)から受付
- ▼申込方法 Eメールまたはファクシミリ(申込用紙は中央公民館・総合運動公園・左記ホームページで入手可)で左記に申し込む
- ▼町体育協会テニス部代表倉持 ☎84116878 ☎88811055(午前9時～午後9時。時間厳守)
- ▼mansenj99@jcom.home.ne.jp
- ▼http://www.geocities.jp/anitenis2005/

募集 県議会の出前委員会を傍聴しませんか?

県議会では開かれた議会を目指し議事堂以外の場所で土木企業委員会を開催します。この機会に傍聴してみませんか?

- ▼期日 10月5日(金)
- ▼時間 午後1時30分～3時
- ▼場所 牛久市中央生涯学習センター(牛久市柏田町)
- ▼参加料 無料
- ▼申込方法 9月28日(金)までに電話で左記に申し込む
- ▼その他 審査テーマ『地域振興とイメージアップに必要な社会資本整備』誇りある郷土・交流人口の拡大につながる県土づくり』
- ▼県議会事務局議事課 ☎029-30115634

募集 『健康いばらき21元気アップ』募賞

県では健康づくりを実践している人や団体を『元気アップ賞』として表彰しています。

- ▼対象 県内を中心に活動し、自らの健康の保持・増進のための健康づくりを実践している個人または家族・グループ等で、次の①②の基準に該当すること ※過去に『健康いばらき21元気アップ大賞』を受賞している人は対象外
- ①健康づくりの取り組みが次の範囲であること：
 - ▶栄養・食生活
 - ▶身体活動・運動
 - ▶飲酒・喫煙
 - ▶休養
 - ▶こころの健康
 - ▶健康管理
 - ▶歯と口腔の健康
- ▶健康づくりに関するボランティア活動など ※仕事上の業務・学校の授業の一環として実施しているものは対象外
- ②実践が継続的であり、今後も継続の見通しがあること

- ※いばらきヘルスロード指定コースを歩いた人を対象とした「ヘルスロード賞」もあります。詳細は下記までお問い合わせください
- ▼選考方法 書面審査

代外 全国一斉子どもための養育費相談会開催

- ▼応募期間 9月28日(金)まで
- ▼※土・日・祝日を除く
- ▼応募方法 町健康づくり課に備え付けの応募用紙(県ホームページでも入手可)に必要な事項を記入し、町健康づくり課に申し込む
- ▼健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎88812940
- ▼県健康長寿福祉課(健康増進担当) ☎029-30113229
- ▼http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/zukuri/kenkuzukurihiml

- 全国共通のフリーダイヤルで司法書士が相談に応じる養育費電話相談会を実施します。電話による法的助言にとどまらず、希望に応じて相談者の地元にいる司法書士を紹介し、継続的な支援を行ってまいりますので、ぜひご利用ください。
- ▼期日 9月8日(土)
- ▼時間 午前10時～午後4時
- ▼電話番号 ☎012005671301(フリーダイヤル)
- ▼料金 無料
- ▼相談内容
 - ▶養育費の取り決め・支払い
 - ▶債務整理
 - ▶生活再建
 - ▶等
- ▼茨城青年司法書士協議会 ☎029917715007

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 阿見中学校

あみ司法書士事務所(神林ビル2階)

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹

TEL 029-804-0382
E-mail: ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00～午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

畳 (新畳 表替 裏返し)

見積り無料 家具移動無料 当日納品

創業80年 一級技能士 品質管理認定工場

(有) 鈴木畳材料店

土浦市小岩田東2-2-1 工場 土浦市小松3-12-38

tel 029-821-0706 tel 029-821-5997
fax 029-822-0714

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録をお願いします●



スマートフォン・携帯電話で t-ami@sg-m.jp宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲QRコード

●定例相談●

行政相談

日 時 9月6日(木) 午前10時～午後3時
場 所 役場3階302会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分
※毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場 所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日 時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分
※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所 ☎ 841-1167
健康づくり課
(総合保健福祉会館内) ☎ 888-2940
福祉センターまほろば ☎ 887-3969
地域子育て支援センター ☎ 891-2772
阿見消防署 ☎ 887-0119
火災情報案内 ☎ 0297-64-0119
上下水道課 ☎ 889-5151
霞クリーンセンター ☎ 889-0091
中央公民館 ☎ 888-2526
君原公民館 ☎ 889-1363
かすみ公民館 ☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
図書館 ☎ 887-6331
予科練平和記念館 ☎ 891-3344
総合運動公園 ☎ 889-2788
教育相談センターやすらぎ園 ☎ 888-1225
町民活動センター ☎ 888-2051
町男女共同参画センター(AMIふらっとセンター) ☎ 896-3181
消費生活センター ☎ 888-1871
町民ダイヤル(休日当番医・定例相談等のテレホンサービス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 47,466人 (+ 13) ▽8月1日現在
- 男性 23,542人 (+ 6) ▽常住人口ベース
- 女性 23,924人 (+ 7) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,520世帯 (+ 23) ▽情報広報課調べ

9月の納税等

国民健康保険税(3期)
後期高齢者医療保険料(3期)

納期限 10月1日(月)

10月の納税等

町・県民税(3期)
国民健康保険税(4期)
後期高齢者医療保険料(4期)
介護保険料(4期)

納期限 10月31日(水)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 7月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	150件(911)
出場件数 201件(1326)	交通事故	16件(114)
	一般負傷	24件(154)
※救急車の適正な利用をお願いします	その他	11件(147)
	合計	201件(1326)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店



ご来場ありがとうございました



盆踊り表彰

- 最優秀賞
- 優秀賞
- ユーモア賞
- 元気で賞
- 町長特別賞

～おめでとうございます～

- 阿見町女性ネットワーク委員会
- 阿見町国際交流協会
- 白鷺団地地区会・(株)メディカルアシスト
- 中央南区・若ひさ会
- 富士団地

また来年お会いしましょう！！